

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対応生活者支援商品券配布事業	①食料品等の物価高騰による生活者に対する支援として、市内加盟店で食料品及び日用品等の購入に使用できる商品券を発行し、令和8年4月15日時点において本市の住民基本台帳に登録されている世帯の世帯主に対して、本人を含めた世帯員×6千円分を配布する。 ②委託料 ③商品券:152,000人×6千円=912,000千円 諸経費:144,300千円 ④全市民	R8.1	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食物価高騰対策事業	①物価高騰の影響を受けている保護者を支援するため、食材費値上げ分について保護者の負担を増やすことなく支援する。 ②賄材料費 ③1食あたり物価上昇分 46円×提供回数 198回×児童生徒数 10,389人 ≒ 94,623千円 ④児童生徒の保護者	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対策小学校就学援助臨時加算金	①物価高騰の影響を受けている保護者を支援するため、就学援助費の費目のうち、令和7年度小学校入学の際の学用品等への支援として、新入学児童学用品費を1人あたり57,060円支給しているが、これに3,000円を上乗せする。 ②扶助費 ③3,000円×50人(就学援助入学後認定者見込)=150,000円 3,000円×20人(特別支援教育就学奨励費認定者見込)=60,000円 合計 210,000円 ④児童の保護者	R7.4	R8.3
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対策中学校就学援助臨時加算金	①物価高騰の影響を受けている保護者を支援するため、就学援助費の費目のうち、令和7年度中学校入学の際の学用品等への支援として、新入学児童学用品費を1人あたり63,000円支給しているが、これに3,000円を上乗せする。 ②扶助費 ③3,000円×20人(就学援助入学後認定者見込)=60,000円 3,000円×40人(特別支援教育就学奨励費認定者見込)=120,000円 合計 180,000円 ④生徒の保護者	R7.4	R8.3
5	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	民間保育所等物価高騰対策補助金【本省繰越分】	①物価高騰の影響を受け、市内民間保育所等の光熱水費、食材費その他の運営に要する経費が増加していることから、その経費の一部を補助する。 ②補助金 ③0.5千円×38,000人(延べ在園児数)=19,000千円 150千円×4施設(小規模保育施設)=600千円 50千円×10施設(認可外保育施設)=500千円 ④民間保育所、認定こども園、小規模保育施設、認可外保育所	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
6	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	公立保育所等物価高騰対策事業	<p>①物価高騰の影響を受け、公立保育所等の光熱水費、食料費に係る経費が増加しており、増加分について市が負担し保護者の経済的な負担軽減を図る。なお、賄材料費の高騰分に教職員分は含まない。</p> <p>②賄材料費、光熱水費、燃料費</p> <p>③賄材料費 10,145千円 R7見込 89,276千円－R6実績79,131千円＝10,145千円 光熱水費 2,866千円 R7予測 24,158千円－R6実績21,292千円＝2,866千円 燃料費 244千円 R7予測 4,209千円－R6実績 3,965千円＝244千円 計 13,255千円のうち、13,197千円</p> <p>④児童の保護者</p>	R7.4	R8.3
7	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	民間保育所等物価高騰対策補助金【予備費分】	<p>①物価高騰の影響を受け、市内民間保育所等の光熱水費、食料費その他の運営に要する経費が増加していることから、その経費の一部を補助する。</p> <p>②補助金</p> <p>③0.5千円×38,000人(延べ在園児数)＝19,000千円 150千円×4施設(小規模保育施設)＝600千円 50千円×10施設(認可外保育施設)＝500千円</p> <p>④民間保育所、認定こども園、小規模保育施設、認可外保育所</p>	R7.4	R8.3
8	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	原油価格高騰対策し尿及び浄化槽汚泥収集運搬事業者支援補助金	<p>①燃料費の物価高騰の影響を受けた、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬事業者に対し、その影響を緩和するため、令和4年度に市内のし尿及び浄化槽汚泥を栃木市衛生センター及び佐野地区衛生センターへ搬入した実績量に対して補助する。</p> <p>②補助金</p> <p>③1klのし尿等を収集する際の燃料費高騰分:20円/kl 令和6年度におけるし尿等の収集運搬総量:29,809.20kl 20円/kl×29,809.20kl＝597千円</p> <p>④し尿及び浄化槽汚泥収集運搬業者</p>	R7.10	R8.3
9	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	原油価格高騰対策一般廃棄物収集運搬事業者支援補助金	<p>①物価高騰の影響に加えて燃料価格高騰による厳しい経営状況にある、一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く)収集運搬事業者及び家庭ごみ収集運搬事業者に対し、事業継続を支援する。</p> <p>②補助金</p> <p>③【内訳】 普通貨物以上 10千円/台×355台＝3,550千円 軽貨物 5千円/台×67台＝335千円</p> <p>④市内に事業所を有する、一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く)収集運搬事業者及び家庭ごみ収集運搬事業者</p>	R7.10	R8.3
10	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	原油価格高騰対策運送事業者等支援補助金	<p>①物価高騰の影響に加えてエネルギー価格高騰による厳しい経営状況にある、運送事業者等に補助金を交付し、事業継続を支援する。</p> <p>②補助金、委託料、事務費</p> <p>③運送事業者等(大型ダンプ個人事業者、貸切バス、乗合バス事業者含む) 10千円/台×2,050台＝20,500千円 貨物軽自動車運送事業者等(タクシー事業者・自動車運転代行事業者含む) 5千円/台×1,800台＝9,000千円 ※上限100千円(1事業者) 申請受付業務委託料等事務費 3,000千円</p> <p>④市内で事業を行う、一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者、旅客自動車事業者、大型ダンプ個人事業者、貸切バス事業者、乗合バス事業者、軽貨物自動車運送事業者、タクシー事業者、自動車運転代行事</p>	R7.10	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
11	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	電力価格高騰対策水道事業者支援補助金【令和7年度予備費分】	①市民生活のライフラインである水道事業において、物価高騰により事業経費が増大していることから、経営の安定化を図ることを目的に、電力価格の高騰分を補助することで、事業運営を支援する。 ②補助金(水道事業会計へ) ③浄水場、配水施設等の電気料高騰分 75,504千円の一部 ※令和2年度の電気料単価で積算した令和7年度の電気料と令和6年度電気料の実績見込みを比較 ④市水道使用世帯(令和6年度末): 62,194世帯	R7.4	R8.3
12	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	電力価格高騰対策下水道事業者支援補助金【令和7年度予備費分】	①市民生活のライフラインである下水道事業において、物価高騰により事業経費が増大していることから、経営の安定化を図ることを目的に、電力価格の高騰分を補助することで、事業運営を支援する。 ②補助金(下水道事業会計へ) ③処理場施設、マンホールポンプ等の電気料高騰分 8,995千円の一部 ※令和2年度の電気料単価で積算した令和7年度の電気料と令和7年度電気料の実績見込みを比較 ④市下水道使用世帯(令和6年度末): 36,274世帯 ※農業集落排水事業1,928世帯含む	R7.4	R8.3
13	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	電力価格高騰対策下水道事業者支援補助金(流域下水道事業分)【令和7年度予備費分】	①市民生活のライフラインである下水道事業において、物価高騰により事業経費が増大していることから、経営の安定化を図ることを目的に、市が維持管理費用を負担している下水道最終処理施設の電力価格の高騰分等を補助することで、事業運営を支援する。 ②補助金(下水道事業会計へ) ③流域下水道事業負担金に占める、対象施設の電気料及び重油代の高騰相当分 71,014千円の一部 ※浄化センター(巴波川・大岩藤)、資源化工場の電気料及び資源化工場の重油代の高騰分 ※令和2年度の電気料等単価で積算した令和7年度の電気料等と令和7年度電気料等の実績見込みを比較 ④市下水道使用戸数(令和6年度末): 34,346世帯	R7.4	R8.3
14	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高対応子育て応援手当プラス給付金支給事業	①物価高騰による子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、「物価高対応子育て応援手当」に対象児童1人につき、1万円を追加して支給する。支給の時期を「物価高対応子育て応援手当」の支給(R8.3振込予定)と同時にを行うことで速やかな対応が可能、且つ振込手数料等の事務費の縮減が可能となり、効果的な事業の実施が可能となる。 ②補助金 ③対象児童数 20,079人 × 10千円 = 200,790千円 ④物価高子育て応援手当受給対象児童の保護者	R8.1	R8.3
15	④消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対応防犯カメラ設置費補助金	①地域の安全・安心は、地域全体で取り組むことが極めて有効であることから、自治会が自主的に防犯カメラの設置を行う場合に、設置に係る費用の補助を実施し、物価高騰による影響を軽減する。 ②補助金 ③防犯カメラ設置費 × 3/4(千円未満切捨て) × 12台分 ④防犯カメラを設置する自治会	R7.4	R8.3
16	⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	物価高騰対応省エネ家電買い換え促進事業	①物価高騰が続いていることから、家庭におけるエネルギー費用の負担を軽減するため、省エネ性能の高いエアコン及びエコキュートなどの給湯器への買換えを支援する。 ②補助金、委託料等事務費 ③補助金: 50千円 × 1,500件 = 75,000千円 (補助率30%、上限額50千円) その他、委託料等事務費: 8,000千円 ④省エネ家電を購入した世帯	R8.1	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
17	①推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	電力価格高騰対策水道事業者支援補助金【令和7年度補正分】	①市民生活のライフラインである水道事業において、物価高騰により事業経費が増大していることから、経営の安定化を図ることを目的に、電力価格の高騰分を補助することで、事業運営を支援する。 ②補助金(水道事業会計へ) ③浄水場、配水施設等の電気料高騰分 75,504千円の一部 ※令和2年度の電気料単価で積算した令和7年度の電気料と令和6年度電気料の実績見込みを比較 ④市水道使用世帯(令和6年度末): 62,194世帯	R7.4	R8.3
18	①推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	電力価格高騰対策下水道事業者支援補助金【令和7年度補正分】	①市民生活のライフラインである下水道事業において、物価高騰により事業経費が増大していることから、経営の安定化を図ることを目的に、電力価格の高騰分を補助することで、事業運営を支援する。 ②補助金(下水道事業会計へ) ③処理場施設、マンホールポンプ等の電気料高騰分 8,995千円の一部 ※令和2年度の電気料単価で積算した令和7年度の電気料と令和7年度電気料の実績見込みを比較 ④市下水道使用世帯(令和6年度末): 36,274世帯 ※農業集落排水事業1,928世帯含む	R7.4	R8.3
19	①推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	電力価格高騰対策下水道事業者支援補助金(流域下水道事業分)【令和7年度補正分】	①市民生活のライフラインである下水道事業において、物価高騰により事業経費が増大していることから、経営の安定化を図ることを目的に、市が維持管理費用を負担している下水道最終処理施設の電力価格の高騰分等を補助することで、事業運営を支援する。 ②補助金(下水道事業会計へ) ③流域下水道事業負担金に占める、対象施設の電気料及び重油代の高騰相当分 71,014千円の一部 ※浄化センター(巴波川・大岩藤)、資源化工場の電気料及び資源化工場の重油代の高騰分 ※令和2年度の電気料等単価で積算した令和7年度の電気料等と令和7年度電気料等の実績見込みを比較 ④市下水道使用戸数(令和6年度末): 34,346世帯	R7.4	R8.3